

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	住居確保給付金事業					②事業番号	4407
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	平成 27 年度	⑤終了予定年度	年度 設定なし
⑥根拠法令等	☒ 法令	☐ 条例	☐ 規則	☐ 要綱	☐ 計画等	その他	法令等の名称 生活困窮者自立支援法
⑦実施手法	☒ 直営	☐ 全部委託	☐ 一部委託	☐ 補助・負担	☐ その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	3	目	1	細目 9
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	生活福祉課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 自立相談支援機関での相談支援の結果、住居確保給付金を申請した者	① 面接相談件数	件
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
①申請時に離職後2年以内及び65歳未満の者	① 申請者数	人
②離職前に世帯の生計を維持していた者	②	
③就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している又は住居を喪失する恐れがある者	③	
④一定の収入要件や資産要件を満たす者		
⑤自立相談支援機関での相談支援等やその他定められた要件を満たす者		
①～⑤の要件をすべて満たす者に対して、住居確保給付金を支給する。		
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
住居喪失、又は喪失の恐れのある者に対し、家賃の給付を行うことにより、就労活動に専念し自立助長を図る。	① 手当支給世帯数	人(延べ人数)
	① 計算式	
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
就労支援員等による就労支援により、住居確保給付金の支給期間中において早期に常用就職先を確保させ、安定収入・自立へと繋げる。	政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	4: 生活困窮者福祉の充実
	施策小	2: 相談・指導体制の充実

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標①	面接相談件数	件	98	85	54	—	—	—
対象指標②								
活動指標①	申請者数	人	8	5	4	—	—	
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	手当支給世帯数	人(延べ人数)	27	15	13	—	—	—
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.23	0.23	0.23	0.23		事業費などの推移における 特殊要因などの説明
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	事業費	千円	1,847	1,847	1,865	1,865		
財源内訳	人件費(投入人員*単価)	千円	1,024	593	488	1,140		—
	直接事業費	千円	2,871	2,440	2,353	3,005		
	総事業費	千円	768	1,620	366	855		
	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
財源内訳	受益者負担金	千円	0	0	0	0		—
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	2,103	820	1,987	2,150		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の施行に伴い開始。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	昨年より申請件数、相談件数ともに減少しているが、真に支援を必要とするものを拾い切れておらず、広報活動を行うとさらに申請者が増加すると思われる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	近隣の不動産業者への制度の周知活動を行った。

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	離職等により住居の維持が困難となった生活保護受給に至る前の相談者に対して、有期で家賃の支給を行うセーフティネットとして機能しており、生活困窮状態からの早期自立に繋がっている。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	福祉事務所設置自治体必須事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	離職等により住居の維持が困難となった方など本事業のニーズは高く、本事業の給付により生活保護受給に至る前に生活困窮状態からの自立に繋がる。 (社事務所設置自治体必須事業である。)
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	就労により早期自立が可能者への支援が行えなくなる。その結果生活保護受給者の増加に繋がる可能性がある。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	本事業の給付により生活保護に至る前に、就労自立した実績がある。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	市民、支援に協力してくれる事業所、団体へのさらなる周知広報を行う。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などではできませんか。)	ア. ある イ. ない	最小限の人員により執行しており、申請は自立相談支援事業の委託先に行っている。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	生活困窮者に対する支援であり、受益者負担は望めない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 (年まで) エ. 休止 (年から) オ. 廃止 (年から)
	↓ <今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など	生活困窮者自立支援法附則第2条に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。(法施行は平成27年4月1日)
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—